

第10章 こんなときは (Q&A)

市民税・府民税

Q1. 退職後にまた納税通知書がきましたか？

令和2年11月に会社を退職し、退職時に市民税・府民税を給与から一括して納めたのに、令和3年6月に市民税・府民税の納税通知書が送られてきました。二重払いではないでしょうか？

A. 会社などに勤務する方の市民税・府民税は、前年1年間の所得に対する今年度の税額を、6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月給与から徴収されます。あなたが昨年11月の退職時に一括で納入いただいた市民税・府民税は、令和元年中の所得に対して課税された令和2年度の税額のうち令和2年11月から翌年5月までの徴収分です。6月にお送りしました令和3年度の納税通知書は、令和2年中の所得に対して課税されたものです。

給与所得の方が年の途中で退職すると・・・

特別徴収^(※1)されていた納税者が退職した場合、残りの税額は普通徴収^(※2)により納めていただくこととなりますが、次の方法によることもできます。

(※1) 給与から差し引いて徴収 (※2) 納付書や口座振替により個人で納付

○退職する場合

一括して最後の給与等から特別徴収により納める。(1月から4月の間に退職された方は、原則一括徴収になります。)

○再就職をする場合

再就職先から引き続き特別徴収により納める。(再就職先から市民税課へ連絡が必要です。)

Q2. 住んでいるところによって市民税・府民税は違うのですか？

A. 個人の市民税・府民税は、課税対象額の算出方法や標準税率が地方税法により定められています。市町村が税率を定める場合は、通常、標準税率によることとされており、本市では所得割について標準税率^(※1)により課税しています。

ただし、財政上その他の必要があるときは、標準税率と異なる税率を定めることができるとされており、均等割について標準税率と異なる税率により課税しています。

(※1) 堺市を含む政令指定都市の標準税率は市民税8%と府民税2%の計10%。政令指定都市以外の市区町村の標準税率は市区町村民税6%と都道府県民税4%の計10%です。

※大阪府では、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境整備に必要な財源(森林環境税)を確保するため、平成28年度から令和5年度まで、府民税均等割額に300円を加算しています。

Q3. 健康保険と市民税・府民税の扶養の違いは？

健康保険では扶養家族となっているのですが、市民税・府民税では扶養にできますか？

A. 各健康保険では、年間の収入金額が130万円未満などの被扶養者とするための判定基準を定めています。市民税・府民税等の扶養控除の要件(P18,19)とは異なります。

Q4. 転職先でも給与から市民税・府民税を差し引いてもらえますか？

転職して勤務先が変わったのですが、自宅に市民税・府民税の納税通知書が届きました。新しい勤務先で給与から差し引いてもらえないのですか？

A. 転職後も引き続き特別徴収を受けるには、前の勤務先から堺市に特別徴収へ切り替える申請をしていただく必要があります。申請がない場合は、普通徴収で納めることになります。新しい勤務先での特別徴収を希望される場合は、新しい勤務先から市民税課に連絡していただくよう、勤務先の給与担当の方にご相談ください。

Q5. 他市へ引越した後の市民税・府民税はどうなりますか？

令和3年3月に堺市から他市へ引越しました。引越した後の市民税・府民税は、引越し先の市に納めたらいいですか？

A. 市民税・府民税は、毎年1月1日現在にお住いの市区町村で課税されます。あなたの場合は、令和3年1月1日現在に堺市に住所がありましたので、その後3月に他市へ引越しをされても、令和3年度分の市民税・府民税は堺市に納めていただくことになります。

Q6. お店のある区にも市民税・府民税の納税通知書が届いたのですが？

私は堺市中区に住み、堺市堺区で飲食業を営んでいます。このたび、自宅と店舗の両方に市民税・府民税の納税通知書が送られてきました。どうして住んでいないのに、店舗にも納税通知書が送付されてきたのですか？

A. 1月1日現在に堺市各区内に事業所等があって、その区内にお住まいではない方には、その事業所等がある区ごとに市民税・府民税均等割が課税されます。これは事業所等があることにより受ける基礎的な行政サービス（消防・防災・清掃・道路等の整備など）に対して一定の負担をいただくものです。

Q7. 給与以外の収入がある場合の市民税・府民税の申告は？

勤務のかたわら雑誌に原稿を書き、15万円ほどの原稿料が入ります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞きましたが、市民税・府民税の申告は必要ですか？

A. 所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には、確定申告が不要とされています。しかし、市民税・府民税にはこのような制度はなく、その他の収入についても、他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、金額の多少にかかわらず市民税・府民税の申告が必要です。

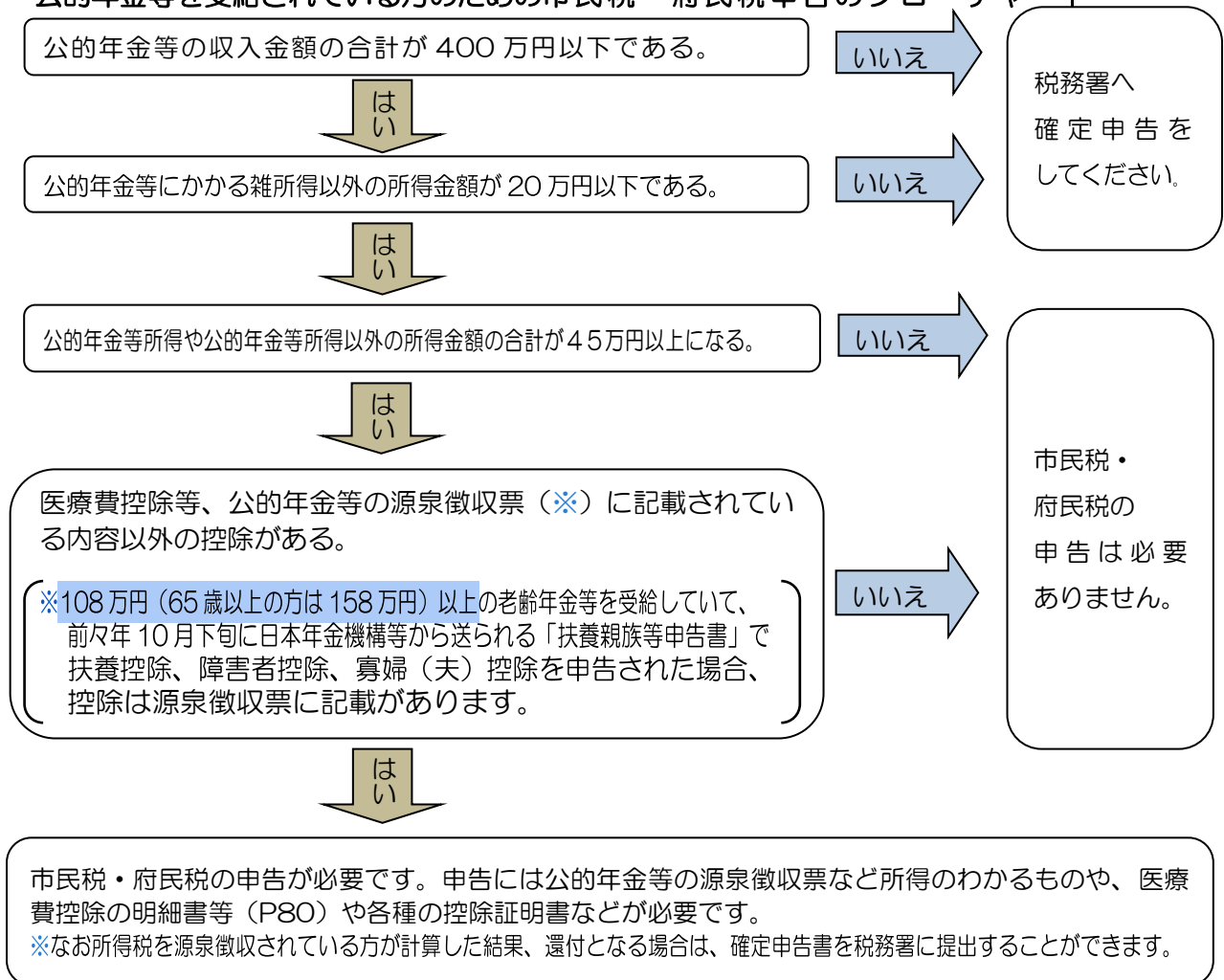
Q8. 年金所得者ですが、確定申告は必要ですか？

A. 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。（ただし、外国において支払われる公的年金のように源泉徴収制度の対象となっていない公的年金を除きます。）

ただし、医療費控除や社会保険料控除等による所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができます。その場合、配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とされている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料や介護保険料は、配偶者その他の親族が支払ったものになりますので、あなたの控除の対象に含めることはできません。

なお、上記により所得税の確定申告が不要となった方についても、所得控除等を申告することで市民税・府民税額に影響する場合等は、市民税・府民税の申告が必要です。

公的年金等を受給されている方のための市民税・府民税申告のフローチャート



○上のフローチャートで、下記に該当する場合は申告不要となることがあります。

- 確定申告が必要となった場合でも、所得金額より所得控除額の方が大きい場合
- 市民税・府民税の申告が必要となった場合でも、扶養控除・障害者控除・寡婦（夫）控除が公的年金の源泉徴収票に記載されている場合

Q9. パート収入と税金の関係は？

わたしはパート収入がありますが、税金はかかりますか。その場合、配偶者の税金の控除はどうなりますか。配偶者にはわたし以外に扶養親族はなく、またわたしには扶養親族はありません。

A.

パート収入が100万円を超えると、あなたに市民税・府民税(住民税)が課税され、103万円を超えると所得税も課税されます。

配偶者の税金との関係は、配偶者の合計所得金額が1,000万円以下かつあなたのパートの給与収入が103万円(給与所得：48万円)以下の場合には配偶者控除の対象となり、103万円超201万6千円未満(給与所得：48万円超133万円以下)の場合には配偶者特別控除の対象になります。

あなたの給与収入額	あなたの給与所得	あなたの税金		配偶者 ^(※2) は配偶者控除を
		住民税	所得税	
100万円以下	45万円以下	かからない	かからない	受けられる
100万円超～103万円以下	45万円超～48万円以下	かかる	かかる ^(※1)	配偶者控除は受けられないが、配偶者特別控除は受けられる
103万円超～201万6千円未満	48万円超～133万円未満			
201万6千円以上	133万円超			

※1 合計所得金額より所得控除合計のほうが大きいなどの場合所得税がかからないことがあります。

※2 配偶者の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は配偶者控除・配偶者特別控除を受けられません。

【配偶者控除および配偶者特別控除額一覧】

()内の数字は所得税における控除額

		あなたの合計所得金額	【参考】あなたのパート(給与)収入金額	配偶者の合計所得金額 ＜給与収入のみの場合の配偶者の給与収入金額＞		
				900万円以下 <small>所得金額調整控除非適用者 <1,095万円以下> 所得金額調整控除適用者 <1,120万円以下></small>	900万円超 950万円以下 <small>所得金額調整控除非適用者 <1,095万円超,1,145万円以下> 所得金額調整控除適用者 <1,120万円超,1,170万円以下></small>	950万円超 1,000万円以下 <small>所得金額調整控除非適用者 <1,145万円超,1,195万円以下> 所得金額調整控除適用者 <1,170万円超,1,220万円以下></small>
				配偶者控除額	70歳未満 70歳以上	48万円以下
配偶者特別控除額		48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
		95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下	33万円 (36万円)	22万円 (24万円)	11万円 (12万円)
		100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)
		105万円超 110万円以下	160万円超 166万8千円未満	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)
		110万円超 115万円以下	166万8千円以上 175万2千円未満	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)
		115万円超 120万円以下	175万2千円以上 183万2千円未満	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)
		120万円超 125万円以下	183万2千円以上 190万4千円未満	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)
		125万円超 130万円以下	190万4千円以上 197万2千円未満	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)
		130万円超 133万円以下	197万2千円以上 201万6千円未満	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)
		133万円超	201万6千円以上	0円	0円	0円

Q10. 医療費控除の受け方は？

私は、昨年多額の医療費を支払いました。医療費控除を受けるためには、どのような手続きを行えばいいのでしょうか。

A. 前年の1～12月にあなたが支払ったあなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費が一定以上ある場合医療費控除の対象となります。

この医療費の合計額から「生命保険契約に基づく保険金や給付金、健康保険より支給を受ける高額療養費などで補てんされた金額」(★) および、「総所得金額等 (P12) の合計額の5%または、10万円のいずれか少ない方の金額」を差し引いた額が医療費控除額になります。

申告に必要なもの、医療費控除の対象となるものと、ならないものは次のとおりです。なお、所得税の確定申告等については、税務署等で手続きできます。

申告に必要なもの

- 所得が分かるもの (給与や年金の源泉徴収票等の原本等)
- 「医療費控除の明細書」または「医療費通知 (医療費のお知らせ)」またはその両方 . . . (◎)
- 印鑑
- マイナンバーの記載と本人確認ができるもの (マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など)
- 申告される方の名義の預貯金の口座番号がわかるもの (所得税の確定申告書を提出する場合)

◎医療費控除の明細書とは？

医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を申告書に添付して提出する必要があります。

この場合、医療費の領収書を申告期限から5年間、ご自宅などで保存してください。

また、医療保険者が発行するもので、次の①から⑥までに掲げる6項目の記載がある「医療費通知 (医療費のお知らせ)」を申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。

- ① 被保険者等の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤ 被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者等の名称

<医療費控除の明細の記載例>

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの名称	支払った医療費	補てん金 (★)
堺市 一郎	本人	〇〇病院	33,333 円	円
堺市 一郎	本人	●●医院	22,222	10,000
堺市 花子	妻	〇〇病院	11,111	
堺市 次郎	子	〇〇病院	12,345	
堺市 花美	子	●●医院	54,321	
合 計			ウ 133,332 円	エ 10,000 円

「医療費を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記載します。
 「医療費控除明細書」については堺市ホームページよりダウンロードすることができます。
 (★) 生命保険契約に基づく保険金や給付金、健康保険より支給を受ける高額療養費などで補てんされた金額

(注意) 次の費用については、医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類の添付が必要となります。1から6は医師が発行したものに限りです。

1. 傷病により寝たきり状態にある人のおむつに係る費用	医師が発行した「おむつ使用証明書」 (補足) おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付する「おむつ使用の確認書等」をおむつ使用証明書に代えることができます。
2. 温泉利用型健康増進施設の利用料金	温泉療養証明書
3. 指定運動療法施設の利用料金	運動療法実施証明書
4. ストマ用装具に係る費用	ストマ用装具使用証明書
5. B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	医師の診断書 (その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載があるもの)
6. 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	処方箋 (医師が白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
7. 在宅介護の介護費用 医師による継続的な診療をうけ、医師との連携のもと一定のサービスを受けた場合	在宅介護費用証明書 (市町村または認定民間事業者が発行したもの)

■対象となる医療費の範囲

診療費、治療費、入院費用などで一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が控除の対象となります(控除限度額は200万円となっています。)。また、次のものも含まれます。

- 1 治療、療養のための医薬品の購入費(薬局での購入も可)
- 2 治療のためのマッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復師の施術費用
- 3 入院中の食事代、部屋代
- 4 通院、入院のための交通費
- 5 医師等による診察や治療などを受けるために直接必要な医療器具(通院用松葉杖など)の購入費
- 6 療養上の世話を受けるために特に依頼した家政婦等に支払う費用
- 7 新型コロナウイルス感染症に関して医師等の判断によりPCR検査の受けた際の検査費用

対象とならないものの例

- 健康診断や美容整形の費用
- 予防や健康増進のための医薬品や健康食品の購入費
- インフルエンザなどの予防接種の費用
- 親族に支払う付添費
- 通院のための自家用車のガソリン代や駐車場代
- 日常生活の用を足すための眼鏡や補聴器、松葉杖、車いすなどの購入費
- 新型コロナウイルス感染症等の感染予防を目的としたマスク等の購入費
- 新型コロナウイルス感染症に関して、自己の判断によりPCR検査を受けた際の検査費用(検査の結果、陽性が判明して引き続き治療が行われる場合は、医療費控除の対象となります。)

■介護保険サービスと医療費控除

介護保険サービスの自己負担金は、種類によって医療費控除の対象となるものとならないものがあります。なお、医療費控除の対象となるものは、領収書に医療費控除の対象となる費用の額が記載されることとなっています。

【施設サービスの対価についての医療費の取扱い】

① 医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	② サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	③ サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ----- 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	○ 日常生活費 ○ 特別なサービス費用
介護老人保健施設 ----- 指定介護療養型医療施設（療養型病床群等）	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	
介護医療院		

【居宅サービスの対価についての医療費の取扱い】

① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス	② ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス	③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問看護 ● 介護予防訪問看護 ● 訪問リハビリテーション ● 介護予防訪問リハビリテーション ● 居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導） ● 介護予防居宅療養管理指導 ● 通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス） ● 介護予防通所リハビリテーション ● 短期入所療養介護 ● 介護予防短期入所療養介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。 ● 複合型サービス ※上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるものに限る。ただし、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問介護（ホームヘルプサービス） ※生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除く。 ● 夜間対応型訪問介護 ● 介護予防訪問介護 ● 訪問入浴介護 ● 介護予防訪問入浴介護 ● 通所介護（デイサービス） ● 地域密着型通所介護 ● 認知症対応型通所介護 ● 小規模多機能型居宅介護 ● 介護予防認知症対応型通所介護 ● 介護予防小規模多機能型居宅介護 ● 短期入所生活介護（ショートステイ） ● 介護予防短期入所生活介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。 ● 複合型サービス ※①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるものに限る。ただし、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。 ● 地域支援事業の訪問型サービス ※生活援助中心のサービスを除く。 ● 地域支援事業の通所型サービス ※生活援助中心のサービスを除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問介護 ※生活援助中心型 ● 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ● 介護予防認知症対応型共同生活介護 ● 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど） ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 福祉用具貸与 ● 介護予防福祉用具貸与 ● 複合型サービス ※生活援助中心型の訪問介護の部分 ● 地域支援事業の訪問型サービス ※生活援助中心のサービスに限る。 ● 地域支援事業の通所型サービス ※生活援助中心のサービスに限る。 ● 地域支援事業の生活支援サービス

（注）②の居宅サービス（①の居宅サービスと併せて利用しない場合に限ります。）又は③の居宅サービスにおいて行われる介護福祉士等による喫煙吸引等の対価（居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となります。

Q11. 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して支給された助成金の取扱いは？

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して支給された助成金等の税制上の取扱いを教えてください。

A. 助成金の税制上の取扱いは、個別の助成金によって課税関係が異なります。具体例は、以下の表をご覧ください。なお、下記以外の助成金等の取扱いにつきましては、市民税課までお問い合わせください。

非課税		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 ・特別定額給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・学生支援緊急給付金 ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金等
課税 (※)	事業所得	<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（事業所得者向け） ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術、スポーツ活動の継続支援 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金
	一時所得	<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（給与所得者向け） ・Go Toキャンペーン事業における給付金
	雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（雑所得者向け）

※ 事業所得等の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされていますが、各種給付金等の申請手続に際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

固定資産税

Q12. 土地・家屋の名義の変更方法は？

土地・家屋の名義を変えたいのですが、どのような手続きをすればいいのでしょうか？

A. 各土地または登記されている家屋は、法務局で所有権移転登記をしてください。登記後は法務局から市に通知がありますので、市への連絡は特に必要ありません。未登記の家屋の場合は、固定資産税課、各区市税の窓口で名義変更の届出が必要です。

なお、固定資産税は、毎年1月1日現在に所有者として登記または登録されている方に課税されます。

Q13. 住宅を取り壊して駐車場にした場合の固定資産税は？

昨年10月に古い住宅を取り壊して、駐車場にしました。今年度から、家屋の税金がかからないため、税金が安くなると思っていたのですが、逆に高くなっています。なぜでしょうか？

A. 住宅用地の特例措置が適用されなくなったためです。住宅が建っている土地については、「住宅用地に対する課税標準の特例」(P36)という課税上の特例措置が適用されるため税額は安くなります。この特例が適用されるのは、固定資産税の課税の基準日である1月1日(「賦課期日」といいます。)現在、住宅用地として利用されている土地に限ります。したがって、あなたの場合は、今年の賦課期日現在に住宅用地として利用されていないので、「住宅用地に対する課税標準の特例」の適用がなくなったことにより、合計税額が上がることになりました。

また、この駐車場を事業用として使用している場合には、アスファルト舗装等の構築物も償却資産として固定資産税が課税されますので、償却資産の申告(P44)をしてください。

Q14. 所有していた土地・家屋を売った場合の固定資産税は？

私は、今年の3月に所有していた土地・家屋を売り払い、3月中に所有権移転登記も済ませました。この場合、1月から3月分までの固定資産税だけを納めればよいのでしょうか？

A. 固定資産税は売買などにより所有者が変わっても、課税の基準日である1月1日(「賦課期日」といいます。)現在に土地や家屋を所有されている方(登記簿名義人)に課税されます。また、固定資産税には月割課税制度はありませんので、年税額全額を納めていただくことになります。したがって、あなたの場合は、売買により今年3月に所有権は変わりましたが、賦課期日現在の所有者は、あなたであったため、今年度の土地・家屋の固定資産税については、年税額全額をあなたに納めていただくことになります。

このため、その年度の固定資産税の負担については、売主と買主との間で契約等により、その取り扱いを決めていることが多いようです。

Q15. 家が古くなるのに税額は下がらないの？

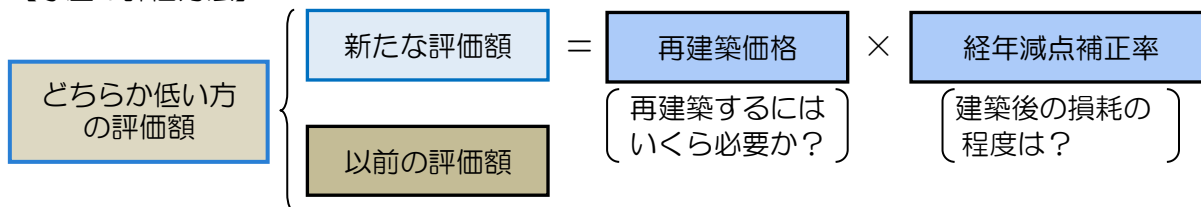
私の住んでいる家屋は年々古くなっていますが、税額は下がりません。なぜでしょうか？

A. 家屋の評価は、3年ごとに全国一斉に見直しを行っており、今年度が見直しの年となっています。(次回は令和6年度)

評価の見直しは、お住いの家屋と同じ家屋を現在建築した場合にいくらかかるか(再建築価格)を求め、建築後の家屋の経過年数に応じた減価率(経年減点補正率)を乗じ、新たに評価額を算出します。

しかし、前回の評価替えからの「建築物価の上昇」が、この間の「減価率」を上回るなどの場合には、前年度の評価額を上回ることになり、評価額をもとに算出する固定資産税額が下がらないということになります。ただし、新たに算出した評価額が上昇する場合は、前年度の評価額に据え置くこととされています。

【家屋の評価方法】



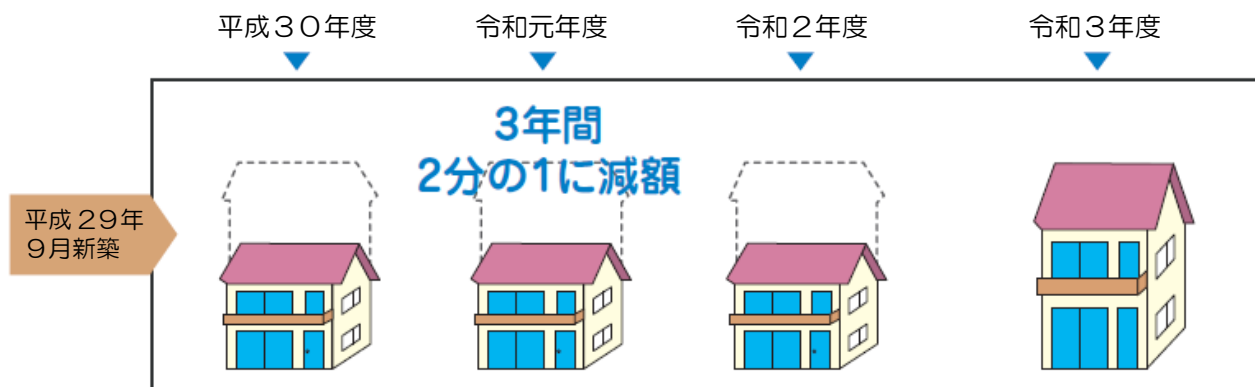
Q16. 家屋の固定資産税が急に高くなったのですが？

私は、平成29年9月に木造2階建の住宅を新築しました。ところが、増改築もしていないのに令和3年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか？

A. 新築住宅に対する減額措置が適用されなくなったためです。新築の一般住宅が一定の要件にあてはまる場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分[※]に限り、家屋に対する固定資産税の額が2分の1に減額されます(都市計画税は減額されません)。

したがって、あなたの場合は、この減額措置が令和3年度分から適用されなくなったため、家屋の固定資産税が高くなりました。

※3年度分・・・一般住宅は新築後3年度分(長期優良住宅は5年度分)、マンション等の3階建以上の中高層耐火住宅は5年度分(長期優良住宅は7年度分)が減額されます。



Q17. 土地・家屋の名義人が亡くなった場合の固定資産税は？

私の父は、昨年に亡くなりましたが、父名義の土地・家屋はどうすればよいのでしょうか？

A. 固定資産税（土地・家屋）を所有している方が亡くなられた場合は、登記所（法務局）で相続登記の手続きが必要となります。土地や家屋の不動産については、登記を変更せずにいると、権利関係が複雑になり、将来的に登記手続きにおいてさまざまな負担が発生するおそれがあります。登記についてのご相談は大阪法務局堺支局（P93）までお問い合わせください。相続登記が完了するまでの間は、亡くなられた方の法定相続人全員が「現所有者」となり、連帯して納税義務を負うこととなります。「現所有者」は堺市市税条例により、必要な事項を申告する義務が定められていますので、詳しくは、固定資産税課管理係（P90,91）までお問い合わせください。

Q18. 所有している土地の一部が道路になっていますが？

私の所有している土地の一部が道路として使用されています。道路部分の固定資産税はどうなるのですか？

A. 所有する土地の一部がセットバック[※]や隅切り[※]などにより、一般人の通行について全く制約がなく、道路として広く不特定多数の人が利用できる状態にしているなど、一定の条件に該当する場合は、「公共の用に供する道路」として、固定資産税・都市計画税が軽減される場合があります。詳しくは、資産の所在する区を担当する固定資産税課の各土地係（P90,91）へご相談ください。

※セットバックとは

建築基準法により、建物の敷地に接する道路の幅員は原則として4メートル以上と定められているため、幅員が4メートル未満の道路に接する土地で建物を建築する場合に、その道路の中心から2メートルの幅を確保できるように敷地の境界線を後退させることです。

※隅切りとは

道路の交差点における見通しを確保し、車や人が安全に通行できるよう、道路の交差点である2方向の道路が交わる角地について、敷地の隅を直線や円弧に切除することです。

軽自動車税（種別割）

Q19. 原動機付自転車（ミニバイク）の届出は？

最近堺市に転入してきました。原動機付自転車（ミニバイク）のナンバープレートは前に住んでいた市で交付を受けたものですが、そのまま乗っていてもいいのでしょうか？

A. 原動機付自転車は、その主たる定置場（P46）の市町村で課税されます。転入された人には、前の市町村のプレートと印鑑及び申告済証（登録証）を持参して申告していただくと堺市のプレートと交換します。堺市でのプレートは、各区市税の窓口、法人諸税課で交付しています。

Q20. 原動機付自転車（ミニバイク）を廃車したのに、どうして納税通知書が？

原動機付自転車（ミニバイク）を4月下旬に廃車しましたが、5月に軽自動車税（種別割）の納税通知書が届きました。廃車しているのになぜ納税通知書が届いたのですか？

A. 軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。あなたの場合、原動機付自転車の廃車が4月下旬ですので今年の4月1日現在では所有していたことになります。したがって、納税通知書を送付させていただきました。
なお、軽自動車税（種別割）には自動車税のような月割課税制度はありません。

口座振替について

Q21. 口座名義人は、納税義務者本人でなければだめですか？

A. 口座名義人は、納税義務者ご本人か、同一世帯の家族でお願いします。

Q22. 軽自動車を複数台持っている場合の口座振替は、どうなりますか？

A. いずれか1つの通知書番号でお申し込みされれば、複数台すべて振替します。

Q23. 固定資産税（償却資産を含む）を複数物件持っている場合の口座振替は、どうなりますか？

A. 通知書番号の前8ケタが同じものは、いずれか1つの通知書番号でお申し込みされれば、すべて振替します。

Q24. 市税の振替口座を変更するには？

A. 口座振替・自動払込に利用する振替口座を変更する場合には、新規に申し込むときと同様にお申し込みください。→P51

Q25. 口座振替で市税を納付した場合、領収書や振替済の通知は発行されますか？

A. 口座振替で納付の場合、領収書は発行されません。また、振替済の通知についてもお送りしませんので、お手数ですが、振替された金額は、振替日以降に預貯金通帳のご記帳によりご確認ください。

なお、車検対象車両の軽自動車税（種別割）については、継続検査用の納税証明書を6月中旬に郵送します。

納付について

Q26. 市税を納め忘れまして

うっかり市税を納め忘れ、納期限を過ぎてしまいました。納めるのにはどのようにすればよいのでしょうか？

A. 納税課にご連絡ください。納付書を再発行し送付いたします。納期限を過ぎた場合は、延滞金が増加されることがありますので、早めにお納めください。納税には便利な口座振替(P51)をご利用いただくと安心です。

Q27. 市税の滞納が気になっています

家族が病気になり多額の出費が続き、市税の支払いも滞っています。気にはなるのですが。

A. 堺市では、期限内に市税を納めていただけていない方に対して、督促状を発送するほか、文書や電話などによる催告によって、早期の納付をお願いしています。また、一定の要件に該当する場合は、減免(P56)や猶予の制度(P56)を適用できる場合もありますので、滞納を放置せず、一度ご相談ください。督促状を放置したり、催告を無視しても問題の解決にはなりません。電話でも来所でも結構です。ぜひ一度ご相談ください。

Q28. 私の承諾なしに差し押さえられたのですが？

住宅ローンとクレジットカードのローンがあって、現在市税を滞納していますが、私の承諾なく預金を差し押さえられました。このようなことが許されるのですか？

A. 差押に、本人の承諾は不要です。また、ローンがあるからといって、市税を滞納してもよいということにはなりません。堺市では、大切な市税を確保するため、また、納期内に納めていただいた方との公平を保つために、滞納者に対しては預貯金や給与などの財産を差し押さえるなど、厳正に対応しています。滞納を放置せず、一度ご相談ください。

証明書について

Q29. 申告をしていないけど、所得・課税証明書は取れますか？

収入が0円だったため、申告をしていませんが、所得・課税証明書が必要になりました。証明書を取得することは可能ですか？

A. 所得が少額のため申告が不要な方にも、所得・課税証明書は発行できます。ただし、所得金額などのデータがないため、申告(P24)をしていただかなければならない場合があります。このような場合は、市税事務所 市民税課か各区 市税の窓口へ申し出てください。

※申告後、証明書発行に時間がかかる場合があります。

Q30. 市税の証明書は、住んでいる区以外で取れますか？

A. お住まいの区以外の区役所の市民課や市税の窓口、市税事務所（三国ヶ丘庁舎）でも取得できます。ただし、証明書の種類によっては、市税事務所もしくは税務サービス課（堺区市税の窓口）でしか出せないものもあります。詳しくは「第6章 市税の証明書」（P59～61）をご覧ください。担当課（P90,91）にお問合せください。

市民税・府民税（所得・課税）証明（本人の最新年度分）については、各区役所の自動交付機や、全国のコンビニエンスストア等の専用端末（マルチコピー機）でも取得できます。ただし、このサービスを利用するにはマイナンバーカードが必要です。→P60

Q31. 本人以外の税証明書は取れますか？

夫の税証明書を取りたいのですが、委任状が必要ですか？

A. 同居の親族*の税証明書は、委任状を省略して取得できます。窓口に来られた方は本人確認のできる書類の提示をお願いします。

同居の親族以外の方が、税証明書を請求する場合には、窓口に来られた方の本人確認ができる書類と委任状が必要です。

*同居の親族の方でも、同一世帯として住民登録をしていない、または堺市に住民登録がない方は、「同居している」とことと「親族である」とことが分かる書類、または委任状が必要です。

【委任状の様式例】

委 任 状	
堺市長殿	年 月 日
個人の場合は、堺市の納税通知書の送付先や住所。 法人の場合は、堺市に届けている本店または主たる事務所の所在地。	
(委任者) 住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名	
生年月日	日中連絡のつく電話番号
個人の場合のみ。	委任者が個人の場合は自署又は記名押印、法人の場合は法人の名称及び代表者氏名を記入のうえ、代表者印（または会社印）を押印してください。
わたしは、下記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。	
記	
○委任事項	○○証明書の請求及び受領に関する権限
○受任者（代理人）	住所
	氏名

委任状の様式は、堺市ホームページ:「税金→申請書ダウンロード→市民の方へ→税務証明交付申請書」からダウンロードできます。→P63